

令和7年12月26日策定

新潟市空家等管理活用支援法人指定方針

1 趣旨

新潟市空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する指定を行う際の方針を定める。
なお、本方針は、指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととする。

2 市が求める業務内容

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第24条の業務として要綱第3条第1項第5号に規定する市が求める業務は、次のとおりとし、（1）及び（2）に掲げる業務は必ず行うものとする。

（1）法第24条第1号に基づく業務

空家等の所有者等に対し、空家の管理又は活用に関する相談対応を行い、伴走的な支援*を実施すること
※伴走的な支援とは、空家等の所有者等に対し、空家等の利活用や処分等に関する課題把握や意向確認など積極的な働きかけを行い、関係する専門家等と連携しながら、最適な方法を提案し、課題解決までを支援することをいう。

（2）法第24条第5号に基づく業務

空家の所有者や単身高齢者等を対象とした、空家の管理又は活用の重要性を周知する講座イベントの開催

（3）法第24条第6号に基づく業務

その他の空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

3 市が求める法人の要件

要綱第3条第1項第10号に規定する「市長が別に定める基準」は、次のとおりとする。

- （1）要綱第3条第1項第7号イに規定する「新潟県内の自治体又は他の政令指定都市と連携して空家対策に取り組んだ実績」には、構成員としての実績は含まない。
- （2）要綱第3条第1項第8号に規定する「経理的基礎」とは、自治体からの補助に頼らず、自らの収支のみで活動を実施することができるることをいう。

4 事前協議

指定の申請にあたっては、必ず事前協議を行うこと。

5 申請

(1) 申請方法

要綱第2条第1項に規定する申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、次の提出先に持参又は郵送すること。

【提出先】

〒951-8554

新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階

新潟市 建築部 住環境政策課 空き家対策・活用推進室

TEL: 025-226-2813

(2) 関係書類

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 役員の氏名、住所等を記載した名簿（別記様式第2号）

エ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

オ 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

カ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

キ これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面

ク 法第24条各号に規定する業務に関する計画書（業務の方法のほか、人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）

ケ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第3号）

コ 新潟市制度用の納税証明書（申請する会計年度に発行されたもの。ただし、新潟市税の課税がない法人を除く。）

サ その他支援法人の業務に関し参考となる書類